

【参考資料】

令和4年第1回奥州市議会臨時会
条例議案 新旧対照表

議案第1号	奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第2号	奥州市手数料条例の一部を改正する条例

奥州市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>(イ) 略</u> イ・ウ 略 (部分休業をすることができない職員) 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。 <u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u> <u>第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことを、その他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u>	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>(ウ) 略</u> イ・ウ 略 (部分休業をすることができない職員) 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。 <u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> <u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u>

奥州市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	
第22条 略	第20条 略

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
別表第４（第２条関係）			別表第４（第２条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
12～14 削除			12 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	丙種火薬類製造保安責任者試験等手数料	1万8,000円
			13 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付	丙種火薬類製造保安責任者免状等交付手数料	2,400円
			14 火薬類取締法第31条第7項において準用する同法第17条第8項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の再交付	丙種火薬類製造保安責任者免状等再交付手数料	2,400円
略	略	略	略	略	略
25～28 削除			25 高压ガス保安法第29条の規定に基づく販売主任者免状の交付	販売主任者免状交付手数料	3,400円
			26 高压ガス保安法第29条の規定に基づく販売主任者免状の再交付	販売主任者免状再交付手数料	2,400円
			27 高压ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第1号の規定に基づく高压ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300円 (2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 8,700円 (3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300円 (4) 第2種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,300円 (5) 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 8,700円
			28 高压ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験 7,900円 (2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,200円
略	略	略	略	略	略
34・35 削除			34 高压ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付	製造保安責任者免状交付手数料	3,400円

奥州市手数料条例新旧対照表

改 正 後			現 行		
			35 高圧ガス保安法施行令第18条第2項製造保安責任者免状再交付免状の再交付手数料	2,400円	
略	略	略	略	略	略
48 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	液化石油ガスの販売事業者認定申請手数料	(1) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合 5万5,000円 (2) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上1万戸未満の場合 8万円 (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 9万8,000円	48 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	液化石油ガスの販売事業者認定申請手数料	(1) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合 5万5,000円 (2) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上1万戸未満の場合 8万円 (3) 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 11万円
略	略	略	略	略	略
50 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料	1万5,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	50 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等変更許可申請手数料	1万7,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
略	略	略	略	略	略